

係	検了	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

令和 8 年度 第 号

朝倉丙字明法谷測量設計委託業務 見積参考資料

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託料の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市 朝倉丙
業務日数 150 日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

河川水路課

設計金額 円		業務委託理由	
内 訳	業務価格 円	本業務は朝倉丙に存する水路を本来の青線位置に付替えを行うため、測量設計を実施するものである。	
	消費税及び 地方消費税 相 当 額 円		
委託業務対象金額 円		業務の概要 測量業務 4 級基準点測量（木杭） 3 点 現地測量（作業計画） 1 業務 現地測量 1 業務 設計業務 打合せ 1 業務 実施設計 排水路 1 式	
消費税及び地方消 費税相当額抜きの 委託業務対象金額 円			
摘 要			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
測量業務					
測量業務					
4級基準点測量(木杭)					明細表 第1号
	式	1			
現地測量(作業計画)					明細表 第2号
	式	1			
現地測量					明細表 第3号
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分					
	式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
打合せ					
打合せ	式	1			明細表 第4号
実施設計 排水路					
実施設計 排水路	式	1			明細表 第5号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			

明細表 第 3号
現地測量

明細表

[illegible]

単価表 第 1号

4級基準点測量(木杭)

単価表

(35)

金額：

内容：耕地，平地，伐採なし

1 点 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	1			[1][2] 人件費 $1.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 9 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	35	点 当り		)
	(	1	点 当り		)

単価表 第 2号

作業計画

単価表

(1)

金額：

内容：耕地，平地，縮尺=1/500

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	0.2			人件費 $0.2 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	0.3			人件費 $0.3 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	0.3			人件費 $0.3 \times (1 + \text{変化率})$
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 地域による分類 : 耕地 地形による分類 : 平地					
縮尺による分類 : 縮尺=1/500 作業地域の重複 : 作業地域が1つ					

単価表 第 3号

現地測量

単価表

(1)

金額：

内容：耕地，平地，縮尺=1/500，A=0.0020 km2

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	0.09			[1][2] 人件費 $0.3 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	2.76			[1][2] 人件費 $9.2 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	5.22			[1][2] 人件費 $17.4 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	2.46			[1][2] 人件費 $8.2 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 5 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 地域による分類 : 耕地 地形による分類 : 平地					

単価表 第 5号

実施設計 排水路

単価表

(1)

金額：

内容：設計対象延長距離=100 m, Q<10m³/s , 1現地調査=1 , 2資料の検討=1 , 3設計計画, 3-1基本条件の検討
=1 , 3-2排水路タイプ・断面=1 , 4水理検討 , 4-1水理計算=1

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	5.603			人件費
技師(A)	人	9.157			人件費
技師(B)	人	7.606			人件費
技師(C)	人	7.856			人件費
技術員	人	7.36			人件費
	(	1	式 当り		)
*** 施工条件 ***					
設計対象延長距離 : 設計対象延長距離=100 m					
複合設計区分 : 複合設計を行わない					
流量区分 : Q<10m ³ /s					
1現地調査 : 1現地調査=1					
2資料の検討 : 2資料の検討=1					
3設計計画 : 3設計計画					
3-1基本条件の検討 : 3-1基本条件の検討=1					
3-2排水路タイプ・断面検討 : 3-2排水路タイプ・断面=1					
4水理検討 : 4水理検討					
4-1水理検討水理計算 : 4-1水理計算=1					
4-2水理検討水理縦断面作成 : 4-2水理縦断面作成=0					

単価表 第 5号

実施設計 排水路

単価表

(1)

金額：

内容：設計対象延長距離=100 m, Q<10m³/s , 1現地調査=1 , 2資料の検討=1 , 3設計計画, 3-1基本条件の検討
=1 , 3-2排水路747°・断面=1 , 4水理検討 , 4-1水理計算=1

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
5構造計算 6構造図作成 7附帯構造物					: 5構造計算=1 : 6構造図作成=1 : 7附帯構造物=1
8平面縦断図作成 9土工図作成 10数量計算					: 8平面縦断図作成=1 : 9土工図作成=0 : 10数量計算=1
11施工計画 12特記仕様書作成 13概算工事費積算					: 11施工計画=1 : 12特記仕様書作成=0 : 13概算工事費積算=1
14総合検討 15照査 16点検取りまとめ					: 14総合検討=0 : 15照査=1 : 16点検取りまとめ=1
難易度					: 普通の技術力を要するもの(難易度Ⅰ)

施工単価条件一覧表	
名称・規格・条件	
明細表 第5号-001 実施設計 排水路	設計対象延長距離=100 m, Q<10m ³ /s , 1現地調査=1 , 2資料の検討=1 , 3設計計画 , 3-1基本条件の検討=1 , 3-2排水路 ^{タイプ} ・断面=1 , 4水理検討 , 4-1水理計算=1 , 4-2水理縦断面作成=0 , 5構造計算=1 , 6構造図作成=1 , 7附帯構造物=1 , 8平面縦断面図作成=1 , 9土工図作成=0 , 10数量計算=1 , 11施工計画=1 , 12特記仕様書作成=0 , 13概算工事費積算=1 , 14総合検討=0 , 15照査=1 , 16点検取りまとめ=1 , 普通の技術力を要するもの(難易度 I)

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年 8月 4日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
■測量業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	測量業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■設計業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
設計書の種類	概略、予備、詳細設計

特 記 仕 様 書

第1条 共通仕様書の適用について

- 1 本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」及び「高知県土木設計等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 測量業務

- 1 契約後、発注者は業務箇所に関する境界確定資料を受注者に提供する。
- 2 業務箇所へは民管理の門扉を開錠する必要があるため、現地測量の際には発注者に連絡を行い、発注者は門扉管理者へ開錠依頼を行うこととする。

第3条 設計業務

- 1 打合せ
業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の3回を基本とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。
- 2 実施設計 排水路
 - (1) 現地調査
収集した関連資料等をもとに現地調査を行い、実施設計に必要な調査を行う。
 - (2) 資料の検討
実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。
 - (3) 設計計画
 - ア 基本条件の検討
詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。
 - イ 排水路タイプ及び断面形状の検討
水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。
 - (4) 水理検討 水理計算
実施断面による各種損失水頭の計算及び実施断面の水理計算を行う。
 - (5) 構造計算
各実施断面についての詳細構造計算を行う。
 - (6) 構造図作成
全断面の構造一般図並びに構造配筋図、鉄筋加工図、バレル割図、ドレーン等詳細図を作成する。

- (7) 附帯構造物
各構造物の詳細計算及び工法を決定する。
- (8) 平面縦断面図作成
平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。
- (9) 数量計算
工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。
- (10) 施工計画
土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。
- (11) 概算工事費積算
各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。
- (12) 照査
照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
- (13) 点検取りまとめ
水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

第4条 管理技術者・照査技術者

- 1 次の要件のいずれかを満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置すること。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門において、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造物及びコンクリート」に登録がある者。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が備える「RCCM登記簿」に登録があり、登録部門が「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造物及びコンクリート」の者。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロの規定により、登録部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「鋼構造物及びコンクリート」として大臣が認定した者。
- 2 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

特 記 仕 様 書

第5条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、
 - （1）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
 - （2）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
 - （3）完了時は完了後10日以内に、
 - （4）訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、提出の期限は以下のとおりとする。
 - （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
 - （2）完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
 - （3）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。

第6条 引渡し

- 1 成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

第7条 成果品

- 1 成果品の提出は以下のとおりとする。
 - （1）紙成果品 2部（A4ファイル綴じ。設計図面はA2サイズとし、A3縮小版を提出）
 - （2）電子成果品 2部（CD-R）

第8条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

- 1 受注者は暴力団又は暴力団関係者から業務の遂行にあたり、不当介入を受けたときは、その旨を監督職員に報告し、所轄の警察署長に届け出なければならない。
- 2 受注者は、不当介入による被害を受けた際、その旨を直ちに監督職員に報告し、

所轄の警察署長に被害届を提出しなければならない。

- 3 受注者は、監督職員及び所管警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第9条 個人情報の保護

- 1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に点検を実施し、本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受注者は、その検査に先立ち12月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。受注者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。
その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

第10条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（適正な管理）

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

（従事者への監督及び教育の実施）

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（取得の制限）

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（取扱制限）

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第 15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注 1 「甲」は高知市を、「乙」は受託者をいう。

位置図

